

がん薬物療法専門薬剤師認定制度に関する Q & A

Q1. 日本医療薬学会にがん専門薬剤師の認定制度があるのに、なぜ日病薬で再度がん専門薬剤師を認定することにしたのですか。

A1. がん医療水準の均てん化を推進し、国民に安全安心ながん薬物療法を提供するためには、がん薬物療法に関する高度な専門性を有する多数の薬剤師を継続的に養成する必要があります。医療法上の広告可能な専門資格とするためにがん専門薬剤師制度を日本医療薬学会に移管しましたが、より多くの専門性の高い薬剤師を養成するという視点から、病院薬剤師の会員数が多い日病薬で、改めてがん薬物療法認定薬剤師の指導者としての役割も担うことのできるがん薬物療法専門薬剤師の認定を行うこととしました。現在のがん薬物療法認定薬剤師の方々が、がん薬物療法専門薬剤師を目指すことで、更なる認定薬剤師の養成にも力を尽くして頂けることを期待します。

がん領域に限らず他の領域も同様ですが、より多くの認定・専門薬剤師を養成することにより、職能団体として社会の要請に応えることが重要であると理解しています。

Q2. 日病薬のがん薬物療法専門薬剤師と日本医療薬学会のがん専門薬剤師で位置付けに違いがありますか。

A2. 日病薬と日本医療薬学会では、それぞれの養成の目的や理念に基づいた要件にて認定・更新を行っています。日病薬のがん専門薬剤師制度では、質の高い専門的業務が実践できるように、がん薬物療法認定薬剤師、その上位にがん薬物療法専門薬剤師を配置しています。

日本医療薬学会のがん専門薬剤師資格は、医療法上の広告は可能ですが、日病薬のがん薬物療法専門薬剤師の資格広告はできません。ただし、院内掲示や院内で配布するパンフレット等にごがん薬物療法認定薬剤師や専門薬剤師の名前を記載することは可能です。

Q3. 日病薬のがん薬物療法専門薬剤師は、専門性資格の広告は可能ですか。

A3. 日病薬の他の領域の専門薬剤師と同様に、専門性資格の医療法上広告はできません。なお、平成 30 年 5 月に発出された「医療広告ガイドライン」に明記されているように、広告可能な資格ではありませんが、院内掲示や院内で配布するパンフレット等のがん薬物療法認定薬剤師や専門薬剤師の名前を記載することは問題ありません。

Q4. がん薬物療法認定薬剤師とがん薬物療法専門薬剤師は、何が違いますか。

A4. がん薬物療法認定薬剤師には質の高い専門的業務が実践できること、上位となるがん薬物療法専門薬剤師には質の高い専門的業務の実践に加えて、多職種チーム等での指導的役割、研究活動と認定薬剤師を養成・指導する能力を求めています。

Q5. 日病薬のがん薬物療法認定薬剤師の認定試験とがん薬物療法専門薬剤師の認定試験の難易度は異なりますか。

A5. がん薬物療法認定薬剤師とがん薬物療法専門薬剤師の目的と役割を考慮した試験を予定しています。

Q6. 日病薬のがん薬物療法専門薬剤師でも「がん患者指導管理料ハ」の施設基準に該当しますか。

A6. がん薬物療法認定薬剤師の経験をもって、がん薬物療法専門薬剤師を認定しています。がん薬物療法専門薬剤師で問題はありません。